

視覚障害者等に関する権利制限及び例外の議論に関する主な論点

(注：現時点でのテキストの解釈に基づくものである)

【国内的な観点】

1. 著作物(work)の定義(Article A)

- 米国より、国際文書における「著作物」の権利制限の対象として、「テキスト・メモ・図表」(書籍)の形式に限り、それ以外の著作物は含まないとする提案がなされているが、全ての著作物を権利制限の対象とすべきとする途上国との間で対立している。

2. 受益者(視覚障害者等)について(Article B(c))

- 国際文書では、肢体不自由者(身体障害により、書物を支えること、または扱うことができない人)を権利制限の受益者として対象としている。
- 肢体不自由者を含めることについて、各国から特段の異議は出ていない状況。

3. 「The right of public performance」についての権利制限(Article C(1))

- 途上国(ナイジェリア)から、受益者へのアクセス可能な形式の複製での作品の提供を促進するため、複製権、譲渡権及び利用可能化権(送信可能化権)の制限に加えて、“the right of public performance”についても制限することが提案されている。途上国側が提案した理由としては、教育機関が受益者に対して著作物を直接朗読する(read out loud)ため、また、視覚障害者等向けにラジオ放送を行うためであるとしている。
- 提案者の説明からは、ベルヌ条約 11 条 1 項(i)の“public performance”(上演権・演奏権)のみならず、口述権、放送権にも相当する概念と考えられるが、その内容は明確ではないので、次回 SCCR において、public performance の概念について、確認が必要である。

【海外との関係からの観点】

1. Authorized Entity (①受益者(視覚障害者・肢体不自由者)に代わり、権利制限を行使可能であり、②録音図書等の輸出入を行うことができる団体)の設置(Article A)

- 国際文書では、“Authorized Entity”の役割として主に2つ規定しており、①受益者に代わり、「権利制限規定」による複製等の利用行為を可能とすることにより、受益者のために録音図書等を活用すること、②録音図書等の輸出入を行うことが想定されているが、本国際文書上において、義務的な役割として求められているのは、②の役割のみである。
- また、現在の議論では、要件として、①主な活動の1つが受益者のために非営利のサービスを行う政府機関や非営利団体等であること、②一定の規則と手続を有する(A.サービスの提供相手が受益者である、B.録音図書等の頒布先を受益者又は他国の“Authorized Entity”に限定する、C.無許諾複製物の濫用の禁止、D.複製について妥当な注意を払い、その扱いを記録する)ことが挙げられている。

2. アクセス可能な形式の複製物(録音図書等)の輸出入(Article D(1))

- 国際文書では、アクセス可能な形式の複製がA国の国内法の権利制限規定等に基づいて作成される場合で、A国の“Authorized Entity”は、B国にいる受益者(“Authorized Entity”を通じてでも可)にその複製物を頒布又は提供できることを定めることが求められている。(参考)アクセス可能な形式の複製物の輸出入の仕組みを参照。

3. 輸入国での提供等の条件(商業的に取得できない著作物への限定、Article D(3))

- EUは、アクセス可能な形式の複製物の輸入国での譲渡・提供を、①公表され、②アクセス可能な形式の複製物であり、③(価格面等を考慮して)適切な条件では商業的に取得できない著作物に限定しなければならないとの提案を行っている。

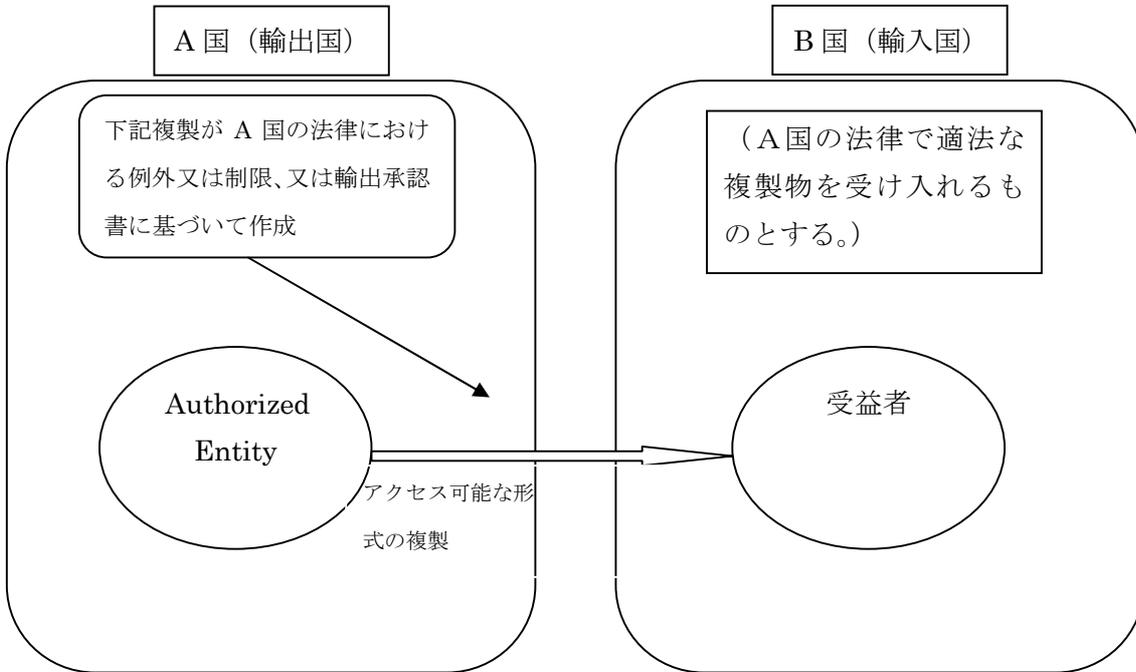
4. Authorized Entityの登録制度(Article J)

- 国際文書では、海外の“Authorized Entity”が輸出入の際に認識できるように、“Authorized Entity”の登録制度を設けることとされている。“Authorized Entity”が登録を行うか否かは任意(voluntary)であるが、各締約国は登録制度を設けることが求められる。

(参考) アクセス可能な形式の複製物の輸出入の仕組み

(※現時点でのテキストの解釈に基づく)

Article D1 (義務規定)



Article D2 (Article D1 の実施例、任意規定)

